

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と社会福祉法人ちいさがた福祉会（以下「乙」という。）とは、東御市内で地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障がい（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東御市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時等に甲が乙の運営する市内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護施設、デイサービス施設、地域密着型サービス施設、障害者自立支援指定障害福祉サービス事業所等において要援護者の緊急受入れを実施するよう、乙に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

- (1) 被災した在宅等の要援護者の緊急受入れ
- (2) 防災計画で定める地区別避難施設及び広域避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第3条 甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として30日以内とする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第5条 甲は、第2条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした災害時等緊急受入れ要請書（以下「要請書」という。様式第1号。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日要請書を提出するものとする。

- (1) 受入れを要請する施設名
- (2) 要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報等
- (3) 要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (4) 受入れを要請する期間
- (5) その他必要と認める事項

（要援護者の移送）

第6条 甲は、緊急受入れが必要な要援護者の乙への移送を行うよう努め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

（緊急受入れ可能人数等に係る協議）

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要物資の備蓄及び調達等について、協議を行うものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成22年1月29日から平成23年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年1月29日

甲 東御市県281番地2

東御市長

元岡利夫



乙 東御市祢津351番地1
社会福祉法人ちいさがた福祉会

理事長

太田心平



災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と医療法人緑風会（以下「乙」という。）とは、東御市内で地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障がい（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次とおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東御市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時等に甲が乙の運営する市内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護施設、デイサービス施設、地域密着型サービス施設、障害者自立支援指定障害福祉サービス事業所等において要援護者の緊急受入れを実施するよう、乙に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

- (1) 被災した在宅等の要援護者の緊急受入れ
 - (2) 防災計画で定める地区別避難施設及び広域避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ
- 2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第3条 甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として30日以内とする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第5条 甲は、第2条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした災害時等緊急受入れ要請書（以下「要請書」という。様式第1号。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日要請書を提出するものとする。

- (1) 受入れを要請する施設名
- (2) 要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報等
- (3) 要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (4) 受入れを要請する期間
- (5) その他必要と認める事項

（要援護者の移送）

第6条 甲は、緊急受入れが必要な要援護者の乙への移送を行うよう努め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

（緊急受入れ可能人数等に係る協議）

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要物資の備蓄及び調達等について、協議を行うものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成22年1月29日から平成23年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年1月29日

甲 東御市県281番地2

東御市長

花岡利夫



乙 東御市祢津343番地2

医療法人緑風会

理事長

太田篤三



災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と社会福祉法人みまき福祉会（以下「乙」という。）とは、東御市内で地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障がい（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東御市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時等に甲が乙の運営する市内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護施設、デイサービス施設、地域密着型サービス施設、障害者自立支援指定障害福祉サービス事業所等において要援護者の緊急受入れを実施するよう、乙に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

- (1) 被災した在宅等の要援護者の緊急受入れ
 - (2) 防災計画で定める地区別避難施設及び広域避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ
- 2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第3条 甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として30日以内とする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第5条 甲は、第2条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした災害時等緊急受入れ要請書（以下「要請書」という。様式第1号。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日要請書を提出するものとする。

- (1) 受入れを要請する施設名
- (2) 要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報等
- (3) 要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (4) 受入れを要請する期間
- (5) その他必要と認める事項

（要援護者の移送）

第6条 甲は、緊急受入れが必要な要援護者の乙への移送を行うよう努め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

（緊急受入れ可能人数等に係る協議）

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要物資の備蓄及び調達等について、協議を行うものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成22年1月29日から平成23年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年1月29日

甲 東御市県281番地2

東御市長

乙 東御市布下6番地1

社会福祉法人みまき福祉会

理事長

長岡利夫

長野県
東御市
長之印

金澤啓平

社会福祉法人
長理事
印

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と株式会社ライフサポート陽心（以下「乙」という。）とは、東御市内で地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障がい（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東御市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時等に甲が乙の運営する市内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護施設、デイサービス施設、地域密着型サービス施設、障害者自立支援指定障害福祉サービス事業所等において要援護者の緊急受入れを実施するよう、乙に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

- (1) 被災した在宅等の要援護者の緊急受入れ
- (2) 防災計画で定める地区別避難施設及び広域避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第3条 甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として30日以内とする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第5条 甲は、第2条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした災害時等緊急受入れ要請書（以下「要請書」という。様式第1号。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日要請書を提出するものとする。

- (1) 受入れを要請する施設名
- (2) 要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報等
- (3) 要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (4) 受入れを要請する期間
- (5) その他必要と認める事項

（要援護者の移送）

第6条 甲は、緊急受入れが必要な要援護者の乙への移送を行うよう努め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

（緊急受入れ可能人数等に係る協議）

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要物資の備蓄及び調達等について、協議を行うものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成22年1月29日から平成23年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年1月29日

甲 東御市県281番地2

東御市長

乙 東御市新張210番地
株式会社ライフサポート陽心

代表取締役

天利岡義
長野県
東御市
義之印

中村英三
中村英三
印

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人普通の暮らし研究所（以下「乙」という。）とは、東御市内で地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障がい（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東御市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時等に甲が乙の運営する市内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護施設、デイサービス施設、地域密着型サービス施設、障害者自立支援指定障害福祉サービス事業所等において要援護者の緊急受入れを実施するよう、乙に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

- (1) 被災した在宅等の要援護者の緊急受入れ
 - (2) 防災計画で定める地区別避難施設及び広域避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ
- 2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第3条 甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として30日以内とする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第5条 甲は、第2条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした災害時等緊急受入れ要請書（以下「要請書」という。様式第1号。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日要請書を提出するものとする。

- (1) 受入れを要請する施設名
- (2) 要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報等
- (3) 要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (4) 受入れを要請する期間
- (5) その他必要と認める事項

（要援護者の移送）

第6条 甲は、緊急受入れが必要な要援護者の乙への移送を行うよう努め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

（緊急受入れ可能人数等に係る協議）

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要物資の備蓄及び調達等について、協議を行うものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成22年1月29日から平成23年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年1月29日

甲 東御市県 281 番地2

東御市長

長岡利夫
長野県
東御市
長之印

乙 東御市新張 2587 番地5

特定非営利活動法人普通の暮らし研究所

理事長

尾台津雄
普通
特定
非営利
活動
法人
普通の
暮らし
研究所